

当別町「地域おこし協力隊（農業支援員）」募集要領

1 募集概要

北海道当別町は、北海道最大の都市札幌市に隣接し、札幌都心部からＪＲで約３５分、車で約４５分とアクセスに優れた人口約１５，５００人のまちで、新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ国道３３７号と、道北方面に通じる国道２７５号が交差する交通の要衝ともなっており、不便さを感じない都市機能を有していることと同時に、豊かな田園風景と山々、自然環境の中でゆったりとした田舎暮らしが可能であることが魅力です。

当別町は、農業を基幹産業としており、水稻・小麦などの土地利用型作物や多種多様な野菜を生産しているほか、全道屈指の花き産地でもあります。

当別町では、当別町農業のさらなる発展を図るため、農業に興味・関心があり、将来的に農業で自立を目指す方を「当別町地域おこし協力隊（農業支援員）」として募集します。農業支援員の活動を通して、農業技術や経営ノウハウなどを習得していただき、期間終了後は、就農（独立就農又は雇用就農）されることを期待しています。

2 業務概要

当別町の基幹産業である農業の担い手として研修・実習活動及び農業振興に向けて、農業者との交流や調査研究を通じた新たな取り組みの発掘、地域農業の魅力発信など、本町農業の維持拡大につながる活動を行います。

- (1) 農業研修による営農、就農に関する知識と技術の習得
- (2) 地場農産品の利活用研究
- (3) その他地域おこしの支援

3 募集人員 1名

4 募集対象者

- (1) 応募時点において、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、

愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部) もしくは政令指令都市に住所を有する方で、生活拠点を当別町内へ移し、任用内定通知後に住民票を異動させることに了承する方

- (2) 農業に精通、もしくは興味があり、就農（独立就農又は雇用就農）をめざす者で、最長3年間の活動期間終了時に、当別町において就農し、かつ、定住する意欲のある方
- (3) 普通自動車運転免許を取得しており、自家用車を用意できる方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (5) パソコンの操作（ワード・エクセル等）ができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5 任用形態及び期間

- (1) 任用形態：会計年度任用職員（パートタイム）
- (2) 任用期間：任用開始日～令和4年3月31日

※1年毎に面談を実施し、最長3年間、再度の任用が可能（令和6年3月31日まで）。なお、地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 勤務時間等

- (1) 勤務時間：原則8時45分～15時15分（1日5時間45分）
週29時間以内となるよう調整します。
- (2) 週5日勤務で、土曜日・日曜日・祝日に勤務がある場合があります。
※始業、終業時刻及び休日（週2日）は、業務により変動します。
- (3) 年次有給休暇日数は、任用期間等により変動します。

7 報酬等

- (1) 月額：161,100円（この額から社会保険料等の本人負担分や所得税額等が控除されます）

※経験年数等により加算される場合があります。

※報酬の支払いについては、月末の翌月10日払いです。

(2) 期末手当：1. 6575月分

(6月 0. 3825月分、12月 1. 275月分)

8 勤務地

(1) 当別町農業総合支援センター

(2) 研修農家圃場等

9 待遇・福利厚生等

(1) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

(2) 当別町長が許可した場合は、兼業が可能です。（兼業の内容によっては、許可できない場合があります）。

(3) 勤務中及び通勤・退勤途中の災害には、公務災害の適用があります。ただし、公務による起因性及び公務遂行性がない場合、また、本来の通勤・退勤経路を逸脱した場合などは、公務災害として認定されないことがあります。

(4) 当別町への転居費用（新居における敷金・礼金等を含む）及び光熱水費等の生活に必要な費用は、自己負担となります。

(5) 活動に必要な車両は、自家用車（自賠責保険及び任意保険加入済）を使用させていただきます。なお、車両の借上料を予算の範囲内で当別町農業総合支援センターが支給します。

(6) 活動に必要な消耗品費等の経費は、予算の範囲内で当別町農業総合支援センターが支給します。

10 応募手続き

(1) 募集期間

随時（採用が決まり次第終了します。）

(2) 提出書類

応募用紙をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ写真を貼付し提出してください。なお、選考結果に関わらず、提出書類は返却いたしません。

(3) 提出方法

郵送及び持参とします。

11 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、当別町内において面接試験を行います。

日時場所等、第2次選考に関する詳細については、第1次選考結果の通知をする際にお知らせします。

選考結果は、第2次選考受験者に対し文書で通知します。

12 その他

(1) 募集に関するお問い合わせは、メールまたはファックスでお願いします。

(2) 第2次選考試験のために要する交通費等については、応募者の負担とします。

13 応募・問い合わせ先

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

当別町経済部農務課農務係（担当：東野）

電話：0133-23-3019

FAX：0133-23-3206

E-mail:norin1@town.tobetsu.hokkaido.jp